

国内プレフィックス 市外局番+市内局番 加入者番号

イ 閉番号区域内では、市内局番からの発信を許容します。

ウ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は国内プレフィックスを含めて4桁から10桁とします。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は当社の電話サービス契約約款に規定されているものと同等とします。

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する課金方式は当社の電話サービス契約約款に規定されているものと同等とします。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア 当社と直接協定事業者の設備に係る試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他社の設備についての試験は原則として実施しません。

ただし、故障切り分け等のため当社網と直接協定事業者網間は試験可能とします。

イ 当社網と直接協定事業者網間で実施する試験は当社と当社の電話サービス契約約款により契約している契約者間で実施するものと同等とします。

3 警察接続機能及び消防接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

110

緊急・公共的なサービス(警察)に利用する番号

119

緊急・公共的なサービス(消防)に利用する番号

イ 直接協定事業者網から当社網へ転送される着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は当社の電話サービス契約約款に規定されているものと同等とします。

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する課金方式は当社の電話サービス契約約款に規定されているものと同等とします。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア 当社と直接協定事業者の設備に関する試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他社の設備についての試験は原則として実施しません。

ただし、故障切り分け等のため当社網と直接協定事業者網間は試験可能とします。

イ 当社網と直接協定事業者網間で実施する試験は当社と当社の電話サービス契約約款により契約している契約者間で実施するものと同等とします。

4 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

104

オペレータサービス(番号案内[各事業者の網内番号を中心とするサービス])に利用する番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は当社の電話サービス契約約款に規定されているものと同等とします。

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する課金方式は当社の電話サービス契約約款に規定されている

ものと同等とします。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア 当社と直接協定事業者の設備に関する試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他社の設備についての試験は原則として実施しません。

ただし、故障切り分け等のため当社網と直接協定事業者網間は試験可能とします。

イ 当社網と直接協定事業者網間で実施する試験は当社と当社の電話サービス契約約款により契約している契約者間で実施するものと同等とします。

5 フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

$$\underline{0120} + \underline{DEF} + \underline{GHI}$$

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は10桁とします。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は当社の電話サービス契約約款に規定されているものと同等とします。

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する課金方式は当社の電話サービス契約約款に規定されているものと同等とします。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア 当社と直接協定事業者の設備に関わる試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他社の設備についての試験は原則として実施しません。

ただし、故障切り分け等のため当社網と直接協定事業者網間は試験可能とします。

イ 当社網と直接協定事業者網間で実施する試験は当社と当社の電話サービス契約約款により契約している契約者間で実施するものと同等とします。

6 分類2による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

$$00X(Y) + X \sim X$$

事業者識別番号 国際公衆電気通信番号等 (010から始まる番号も含む)

さらに接続番号を次のとおりに区分します。

(ア) $00XY_1$ 系： $00XY$ に続き国際公衆電気通信番号等が存在する接続番号

(イ) $00XY_4$ 系： $00XY$ に続き国際公衆電気通信番号等が存在しない接続番号

(ウ) その他：(ア) (イ)のうち当社が指定する接続番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は4桁から26桁とします。

ただし有効受信桁数未滿の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は当社の電話サービス契約約款に規定されているものと同等とします。

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する課金方式は当社の電話サービス契約約款に規定されている

ものと同等とします。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア 当社と直接協定事業者の設備に関わる試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他社の設備についての試験は原則として実施しません。

ただし、故障切り分け等のため当社網と直接協定事業者網間は試験可能とします。

イ 当社網と直接協定事業者網間で実施する試験は当社と当社の電話サービス契約約款により契約している契約者間で実施するものと同等とします。

(その他接続に必要な事項)

第10条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。